

## 第4回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年11月2日（金）13:59～15:18

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、大田弘子（議長）、森下竜一（座長代理）、八代尚宏、  
（専門委員）池本美香

（政府）中村内閣府審議官

（事務局）窪田次長、林次長、福田参事官

（説明者）西川文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室室長  
小林文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課課長補佐  
田村厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

4. 議題：

（開会）

1. 放課後児童クラブに関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 それでは、定刻となりました。ただいまより「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」第4回を開催いたします。

本日は、御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も御出席予定です。八代委員は15分ほど、森下座長代理は30分ほどおくれたの参加、飯田委員は欠席との連絡を受けております。

本日の議題は、「放課後児童クラブに関するヒアリング」でございます。

報道関係の方がいらっしゃいましたら、ここで退室をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、安念座長、よろしく願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、放課後児童クラブに関するヒアリングでございますが、本日は、文部科学省さん、厚生労働省さんにお越しいただいております。資料1に基づいて文科省さんから説明をお願いするわけですが、表題には「放課後児童クラブ」と書いてありますが、放課後子供教室とこの2つの概念を一々使い分けるのが大変なものですから、「児童クラブ」のほうで代表させて、きょう両方勉強しようという趣旨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○西川室長 それでは、失礼いたします。放課後子供教室のほうを担当させていただいて

おります文部科学省の西川と申します。私のほうから「放課後子供教室の取組・現状・課題」と題しまして、御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1をごらんいただきながらお聞きいただきたいと思っております。まず、放課後子供教室の教育行政上の事業の位置づけと、それに続きまして、厚生労働省さんと共同で進めております放課後子ども総合プランという順番で御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに教育行政上の子供教室の位置づけということで、2ページをごらんください。まず、地域と学校の連携・協働の推進ということで、教育行政上、現在文部科学省として学校と地域の連携・協働を進めておりまして、こちらにつきましましては、背景として、人口減少等による地域の教育力の低下とか、あるいは子どもの貧困、障害を持つお子さんといった学校が抱える課題の複雑化や困難化といったことを背景に、学校が地域と連携・協働して、学校だけではなく、社会総がかりで地域の子どもを見守って育てていこうということの重要性が非常に高まっているという認識をしております。

また、2020年度から小学校は次期学習指導要領が導入されることになっております。新要領では「社会に開かれた教育課程」の実現ということが理念に掲げられておりまして、要しますと、学校教育を学校の中に閉じず、広く社会の人的・物的資源を活用しながら実施をしていくことによりまして、他者と協働しながらこれからの時代に必要な新しい価値を創造できる力を育む教育、こういうことを行うことを目指しているところでございます。

こういったことを背景といたしまして、学校と地域が効果的・効率的に連携・協働していくための組織的な基盤といたしまして、こちらの資料にありますコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施を全国的に推進しているところでございます。

左側の学校のほうにありますコミュニティ・スクールと申しますのは、法律に基づく学校運営協議会を置く学校のこととございまして、地域や保護者の声を学校運営に取り入れる仕組みでございます。平成29年の法改正によりまして、この設置が教育委員会の努力義務とされたところでございます。学校と地域が教育の目標やビジョンを共有して、協働して一緒に行う活動、どういう活動を行うかということを決めて、また、そういう活動を行った暁にはその評価を行い、改善し、さらなる次のサイクルにつなげていく。こういったこととございまして、学校運営協議会の委員の中には推進員、いわゆる地域コーディネーターの役割を果たすことを含めることとしておりまして、このコーディネーターの方が中心となりまして、地域の住民や団体を巻き込みました幅広い教育活動を実行に移していく実働部隊ということで、これが右側の地域学校協働本部にいらっしゃる推進員でございます。左側の学校の中に置く協議の場と右側の地域での実働部隊を一体的に進めることによりまして、持続可能で効果的な連携・協働を図っていくことを目指しているところでございます。

地域学校協働活動というものの具体的な活動の中身ですけれども、1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。こちらはあくまで一例ですけれども、このようなさまざまなものが想定されております。学校教育の中で行われるものと外で行われるもの、

両方含んでおりまして、放課後子供教室はその一環として実施をしているものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、4ページでございます。こうした活動の基盤となりますコーディネーターの育成・配置ですとか、あるいは地域ボランティアの活動資金といったことに対して、国庫補助事業を文部科学省として実施しております。現時点では公立の小中学校の約半数がこの協働本部の体制をつくっているところでございますが、政府といたしましては、左上の目標に書いてありますように、2022年度までに全ての公立の小中学校でこういった仕組みが整えられるということを目指しているところでございます。

5ページをごらんください。次に、厚生労働省さんの事業との連携、児童クラブとの連携ということでございます。平成26年7月に、皆様御案内のとおり、厚生労働省と文部科学省共同で放課後子ども総合プランを策定いたしました。こちらでは国の目標として、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に、または連携して実施すること。そのうち一体型と称するものを1万カ所以上で実施することなどを主な目標に掲げておりまして、今年度が最終年度となっております。

量的には、放課後子供教室は、下半分にお示ししておりますように、平成29年度の数字ですが、約1万7600教室と拡充が進んでまいりましたけれども、一方で、1万カ所以上を目指してきた一体型につきましては、4,554カ所にとどまっているところでございます。一体型の定義とは何かというのにつきましては、次のページで御説明をいたします。

その前に両事業の趣旨の違いを御説明いたします。箱の中に書いてありますが、児童クラブにつきましては、共働き世帯の児童を基本的に対象とするものであるのに対しまして、子供教室は、全ての児童に開かれた体験、交流、学習の場と位置づけております。そういう意味で、常駐する専門職員による預かりの場ということではありませんで、地域住民等のボランティアの参画によりまして、地域の実情に応じて地域の特徴を生かして、さまざまな頻度、さまざまな場所、さまざまな内容で実施されているものでございます。

ちなみに、実施する場所ですけれども、全体の7割ほどは小学校内で実施されておりますが、逆にその他の3割ほどは公民館などの社会教育施設といった学校以外の施設を活用しながら実施されているというのが現状でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、一体型とはということについて、次からの3枚で御説明いたします。総合プランにおきましては、一体型の定義はこのようになっております。同一の小学校の敷地内で今、申し上げた2つの事業を実施しつつ、子供教室で行う体験学習プログラムに児童クラブの児童も参加できるようにすることで、プログラムを共通実施しているものでございます。

例をごらんいただいたほうがわかりやすいので、7ページの小平市の例で御紹介いたします。こちらでは子供教室と児童クラブ、両方学校の中で行っておりますけれども、それぞれに専用の部屋を置いて実施されていらっしゃるようです。子供教室で、右側にありますような24種類のさまざまな教育プログラムを提供されておりまして、それらのプログラムに

児童クラブのお子さんも参加できるという形になっていて、これを先ほど申し上げた一体型と定義しているところでございます。

学校施設を使うことによりまして、子どもたちの安全が確保されるということ。それから児童クラブの整備という観点からいきますと、新しい施設を整備せずに済むというコスト面のメリットもあると考えております。

8ページにありますのは柏市の例です。これも一体型の事例でございますが、子供教室の開催日数をごらんいただきますと、年間約35日となっております、このように週1回学習支援をメインに行うといったものも含めまして、さまざまな形がございます。

いずれにしても、児童クラブと子供教室がこのように連携しまして共通プログラムを実施することで、ふだんは基本的に分かれて過ごしている児童たちが、異年齢で、親が働いている、働いていないということにかかわりませず、まざり合って、さらには地元の大学生ですとか企業の方などを含みます幅広い大人たちと交流をして、いわゆるナナメの関係を築くことによりまして、子どもたちにとっては地域や社会を知ったり、ロールモデルを見つけるきっかけともなりますし、また、かかわる大人たちにとりまして、地域文化を伝承することができたり、あるいは自身の社会貢献、生きがいの場ということにもなりますし、とりわけ最近では元気高齢者の活躍の場ともなっているところでございます。

このように子どもも大人も学び合って育ち合える環境というのは、少子高齢化が進み、核家族化も進んでいる時代、また、人生100年時代を迎える社会におきまして、極めて重要なものと位置づけながら推進をさせていただいているところでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきまして、9ページをごらんください。このような現状を踏まえまして、今年度最終年度を迎えました総合プランに続く新たな新プランをこの9月に策定いたしましたところでございます。平成31年度からの5年間を対象とするプランでございます。子供教室に関して言いますと、現行と同様に、目標が4つ掲げられている中の上から2つ目、全小学校区で児童クラブと一体的、または連携して事業を実施し、うち一体型を1万カ所以上とするということを引き続き目指しているところでございます。

4,500余りにとどまっていると申し上げました一体型をさらにふやすために何が必要かということをお我々も分析しておりますが、一つは人材の確保、学校施設のさらなる活用ということがあると認識しております。ただ、一般論としましては、放課後児童クラブの需要の多い、子どもの数がふえているエリアなどでは、特に小学校における余裕教室もそもそも少ないという状況があると承知しております。余裕教室の活用状況については、もう少し具体的にこの後、学校施設の担当のほうから御説明を申し上げます。

こうしたことで、子供教室を推進しております立場から申し上げますと、学校施設外の、例えば公民館などで子供教室を行わざるを得ない場合でありまして、あるいは積極的に行う場合も含めて、ふだん児童クラブに通っている共働き家庭のお子さんを含めて、全ての子どもに開かれた、誰でも行くことができる体験、交流、学びの場というのが、できれば学校以外も含めた多様な場として確保されることも一定の効果があると考えているとこ

ろでございますので、文部科学省、特に子供教室の担当といたしましては、そうしたいわゆる一体型以外の両事業の連携のあり方ということも含めまして、地域の実情に応じた取組を積極的に推進させていただいているところでございます。

続きまして、余裕教室の活用の状況につきまして、担当から御説明を申し上げます。

○小林課長補佐 失礼いたします。私、学校施設を担当しておりますので、10ページ、11ページに基づきまして、余裕教室の活用について御説明させていただきます。

まず、10ページをごらんください。余裕教室の定義を示しておりますが、児童生徒数の減少により、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室のことを「余裕教室」と呼んでおります。

1の余裕教室の活用の現状につきましてです。前提の考え方としまして、公立小中学校の施設は各地方自治体が設置して所有する財産ですので、その活用方法については、地方自治体が一義的に決定するものということでございますが、29年5月1日現在で全国の公立小中学校の余裕教室のうち、放課後児童クラブに転用されているものが2,152教室ということで、左下のグラフにございますが、学校施設以外に活用されている余裕教室が3,204室ありまして、その7割に当たる2,152室が放課後児童クラブに活用されているということです。

11ページ、活用促進に向けたこれまでの取り組み状況について御説明いたします。文科省のほうでは余裕教室の活用状況の調査を実施して広く公表しておりますほか、余裕教室の活用事例を掲載したパンフレット、具体的には①から③のパンフレットを都道府県教育委員会に配布して、その中で放課後児童クラブの活用の事例を御紹介しております。

また、都道府県教育委員会に対して、関係部局と連携して余裕教室の活用を依頼する通知を發出しており、また、都道府県教育委員会の施設担当部署の定期的な政策説明の中でも余裕教室の活用について周知依頼をしております。

さらには、国庫補助を受けた学校施設を自治体がほかの目的に転用する際には、これまで財産処分の手続が若干必要だったのですけれども、それをなるべく簡素化、弾力化しております。さらに、こちらには記載していませんが、余裕教室を転用する際に、既存の黒板や教壇などの撤去工事がございますが、その補助もやっております。このように地方公共団体の取り組みを支援してきているところでして、今後とも余裕教室が有効に活用されるように、こちらとしても推進してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さんからお願いいたします。

○田村課長 それでは、資料2のほうをご覧いただきたいと思います。「放課後児童クラブの現状・取組について」ということでございます。1枚おめくりいただいて、2ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、放課後児童クラブの概要でございます。大体中身はおわかりかと思うのですが、共働き家庭などの留守家庭の小学校の就学児童に対し

て、学校の余裕教室または児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全な育成を図るという形で法律上の位置づけになっております。

そもそもは予算事業ということで行われてきたわけですが、平成9年に法律上の事業という形で法定化され、近年では平成24年の法改正の際に、これまでのおおむね10歳未満を放課後児童クラブの対象児童としておったのですが、小学校に就学している児童ということで、小学校6年生までを対象という形で、平成27年4月施行という形になってございます。

現状、クラブ数としては2万4573カ所、登録児童数としては約117万。一方で、待機児童数は、平成29年5月時点で1万7170人という待機児童数があるということになってございます。

今後の展開ということでございますが、今、文科省からも御説明があったとおりでございますけれども、現行も放課後子ども総合プランを平成31年度までの5カ年の計画ということで行っているところですが、昨年末に閣議決定を受けまして、現行のプランは30万人を目標としておりましたが、それを前倒しして平成30年度中に30万人を達成するのだということ。そして、その後の状況を見て対応を考えるという形になってございました。

それを受けて、後で少し細かく御説明しますが、今年の6月の骨太の方針を踏まえまして、新たなプラン、さらなるプラン、受け皿の整備として約30万人分の受け皿整備を図るのだ。量だけでなく、その支援の内容についても向上していく、質の確保・維持を目指していくのだという形の内容でプランをつくるということになりました。

3ページは放課後児童クラブの設備・運営基準ということでございます。放課後児童クラブの質というものを確保する観点から、ある一定の設備・運営に係る基準というものを私どもの省令のほうで定めさせていただいております。市町村は、国の定める省令に従いまして条例で基準を定めるということになってございます。定める内容についての主な基準ということで、その下に書いてございますが、支援の目的、職員については、放課後児童支援員という資格を持った方を支援の単位あたり2人以上配置してくださいということになっています。2人のうち1人は資格を持っていない補助員でも構わないという形になってございます。開所日数につきましては、原則1年につき250日以上。

右側のほうへ行きますが、設備としては、遊び、生活の場としての機能もございまして、そういったスペースを設けていただきたいということ。あとは面積の基準。それから、1つの集団の規模として、学校で言うなら1クラスという趣旨でございまして、おおむね40人以下という単位で見ていただきたいということを決めております。開所時間につきましては、学校のお休みのとき、土曜日であるとか夏休み期間中であるとか、そういった日は原則1日8時間以上はあけておいてくださいということ。授業のある日につきましては、原則3時間以上あけていただきたいという形で基準を定めてございます。その他、秘密保持、衛生管理等々があります。

このうち従うべき基準ということで、職員の基準のところだけ、いわゆる2人置いてください、それから放課後児童支援員になるためには、基礎資格としてこういうものがあり

ますというものが第10条のところでは決まっていますけれども、これだけは従うべき基準ということで、国の定めた省令基準に従ってください、そのほかについては国の基準を参酌して条例で定めるという形になってございます。

4 ページ目は細かいデータ編で、登録児童数の規模別の状況というところでございます。左の上のところでは、私どもは、おおむね40人程度という形で基準を定めておりますが、実態はどうなっているかということでございます。45人までの支援の単位が全体の約73%を占めているというところでございます。昨年と比較してもここは全く同じ数字でございます。

右のほうに行きまして、終了時刻でございますが、平日は18時半を超えて開所しているクラブが約55%ということで、これは年々少しずつ時間を延長している施設が増えてきているという状況になってございます。

左側の下は設置場所の状況でございます。今、文科省と協働でプランを設けている中で、学校教室の活用ということでございます。その中で学校の余裕教室というのが29%で、一番多いという形になっています。それから学校敷地内の専用施設というのが25%ということで、小学校内で放課後児童クラブを設置しているのは全体の54%という状況になってございます。

右に行きまして、学年別の登録児童数でございます。これもおおむね10歳未満が対象でしたのが、平成27年度から6年生までになったということでございます。そういった影響もあってということでございますが、今、1年生から3年生までで全体の82%を占めているという状況になってございます。小学校の4年生から6年生の占める割合が少しずつ増えてきているという状況になってございます。

5 ページをご覧いただきたいと思っております。設置・運営主体別の実施状況につきましては、公立公営が35%、公立民営、委託しているような形が46%、私立民営が19%ということで、公立公営が割合的に少しずつ減ってきて、公立民営、私立民営が若干増えてきているという状況になってございます。

右側に行きまして、待機児童の関係でございます。全体で1万7000人いるということをお先ほど言いましたが、1年生から4年生というのは、割合から見ると、前年より減少してきております。一方で、4年生以上に占める割合というのが、昨年の42%から45%ということで、待機児童として高学年の占める割合が高くなっているというところがございます。

下に行きまして、放課後児童支援員の状況ということで、雇用形態でございます。常勤職員が全体の3割弱ということになっている。1つの支援の単位当たりの人数、最低2人以上置いてくださいということになってはいますが、これは常時5人ということではなくて、1つのクラブとして5人配置しているというところが全体の37%になっているというところがございます。

6 ページに関しましては、先ほど文科省から御説明があったとおりでございますので、これは省略させていただきます。

7 ページが新たな放課後子ども総合プランでございます。

8 ページが受け皿の整備のところのポンチ絵でございます。今のプランが1年前倒して平成30年度で終わるということになってございます。平成30年度までの現行のプランはどうなっているかということでございますが、今、数字を調査中でございますけれども、2015年度からの4年間で30万人に達するかどうかということでございますが、これはほぼ達成するような状況になってございます。まだ正確な数字は出ていませんけれども、ほぼ行くであろうと見込んでいるところでございます。一方で、待機児童数が1万7000人いるということでございますので、それから女性の就業率も徐々に伸びてきているという状況でございます。こういった状況を踏まえまして、さらなる受け皿の整備が必要であろうということで、今年の9月に新・放課後子ども総合プランという5カ年の計画をつくったということでございます。

受け皿の考え方としては、まず3カ年、2021年度末までの間に約25万人分の受け皿を整備するのだと。ここで待機児童ゼロを目指していく。女性の就業率がその後も伸び続けますので、それに対応できるような形、待機児童ゼロを維持できるような形で、あとの2年間で約5万人分を整備する。5年間で約30万人分の受け皿を整備していくのだという考え方になってございます。

7 ページに戻っていただきたいと思います。背景・課題のところは今の申し上げたような形でございます。

真ん中の目標のところでございます。黒い四角の一番上のところが今の話でございます。

2つ目は、先ほど文科省からもお話があったように、全ての小学校区で一体的にまたは連携して行っていくのだということで、現行のプランでも行ってきたわけですが、全体の数として1万カ所の約半分ぐらいしか届いていないということで、引き続きこれも目標に定めて推進していこうということでございます。

これにつきましても、私どもとしても学校の中に余裕教室とかスペースがあったら、そこに専用施設を整備していただけるような形で国庫の補助、整備の補助の補助率の上乗せであるとか基準額を、学校の中でつくる場合は若干上乗せをしたり、そういった取り組みでやらせていただいているわけでございますが、そういったものも継続しながら推進してまいりたいと思っているところでございます。

3つ目の四角のところが、今後新たに放課後児童クラブを設置する場合は、小学校内での割合を80%にしていくのだと。これは現行プランでいきますと、約65%ぐらいかなというところで、80%に達していませんけれども、これも80%を目指して今後も進めていきたいと思っているところでございます。

4つ目につきましては、量だけではなくて質の確保も十分必要だということで、質の内容についてもこれから確保、向上に向けて取り組んでいくということで、この4つの目標を立てさせていただいているところでございます。

以上でございます。



○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員のどなたからでも、どの点からでも結構ですので、どうぞ御指摘ください。どうぞ。

○池本専門委員 まず、厚労省さんの今の御説明の中で2点お伺いしたいのですが、1つは、先ほど職員の配置については、1つのところに2人以上で、支援員の資格を持った人は1人ということでしたけれども、例えば海外の保育のほうなどを見ますと、複数の小規模な家庭的保育があって、そこには資格者はいないのだけれども、そのネットワークを統括する責任者に資格者を配置することで質を確保するという取り組みがあるのですが、放課後児童クラブは、今、学校もいっぱいになってきていると先ほどもお話があったのですが、地域に複数小規模なものをつくって行って、それをネットワーク化して、責任者を1人だけ置いて、あとは資格がない人を配置するという事は可能なのでしょうか。

家庭的保育の乳幼児のほうについては、今、家庭的保育のコンソーシアムみたいなことが検討されているということですが、放課後児童クラブについては、そういったやり方の御検討などがおありかということをお伺いしたいと思います。

もう一つが先ほどの質を上げていくということですが、これも保育と比べますと、第三者評価の努力義務とか、その辺も国としては、保育と比べて何もない状況で、例えば横浜市さんですと、自分たちのところで自治体として評価基準を定めて、評価の頻度なども指針を定めて、それを実施するような動き。あるいは港区さんですと第三者評価を入れているというところがあるのですが、国としてきちんとこの部分を。例えば自治体の監査指針とか、どういった項目で評価するかとか、その辺を御検討されているかということをお伺いしたいと思います。

○安念座長 いかがでしょうか。

○田村課長 最初の質問のほうでございますけれども、今、そういった形で省の職員に対してという話だと思っておりますが、具体的に何か考えているかと言われると、今のところそういう検討はしておりません。そもそもそういう形態がいいのかどうなのかという問題と、イメージは、恐らくある責任者の方が巡回して回るというイメージかと思うのですが、今の私どもの考え方としては、それぞれの施設において、最低1人では何もできないわけですので、必ず2人は置いておいてもらいたい。安全確保の観点からとかいろいろございませぬけれども、そのうちの1人の資格というのは、例えば保育士さんとか教員の免許を持った方とか、現場経験が長い方とか、いろいろ基礎資格があるわけですが、そういったしっかり経験を積んだ方に指導していただきたい。ただ単に遊びの場だけでなく、生活の場でもある。先生も御存知だと思いますけれども、保護者のかわりになる時間でもありますので、そこはある程度資格を持って、それから経験を積んでいただいて、研修も受けていただいた方、つまり、支援員は常にそこに1人は置いていただきたいという考えのもとにやってきておりますので、今、先生がおっしゃったイメージでの検討は実際されていないというところでございます。

○安念座長 後者の評価。

○田村課長 評価につきましては、今、省令基準の中で自己評価については努力義務という形になってございます。第三者評価については、そこには記載されておられませんけれども、今、国のほうの調査研究の中で、第三者評価について、自己評価もそうですが、どういったことを評価の基準にしたらいいのか、項目にしたらいいのかとか、そういったものを今、調査研究で研究をしているところでございます。その結果が出れば、それをまた周知していくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○安念座長 よろしいですか。どうぞ。

○池本専門委員 1点。先ほどの2名いないといけないというお話ですが、乳幼児のところはそんな感じがあるのですが、小学校の担任の先生は1人で35人を一日中見ていて、放課後は2人配置というのが。もちろん2人、丁寧にたくさんいたほうがいいと思うのですが、そこがどうして2人。全く1人では不安なので、何か問題があったときにすぐ駆けつけてくれるような体制をとれば、2人とか3人を見るということがあり得るのかなと思ったのですけれども。

○安念座長 どうぞ。

○田村課長 授業中のような形で見ているということだけでなく、遊びをしている子どももいるし、宿題をしている子どももいる中で、例えば子ども同士のトラブルであるとか、病気とかけがとか、また、万が一不審者が入ってきた場合とか、そういった場合に、1人で対応しているとすると、応援者がいないと難しいという形があって、それで基本的な形としては複数必要であろうという形で考えているところでございます。

子どもの数がかかなり少ない場合というものについては、現行の基準でも登録児童が20人未満の場合であれば、どうしても職員が集められない、準備できない場合については、同じ敷地内のほかの施設に職員さんがいて、緊急の場合、応援体制ができる場合については1人でよいという形になってございます。

○安念座長 当面はなかなか検討の余裕がないのですけれども、学齢前の保育のように、小規模の学童保育というのもあり得ないのかというのが、恐らく一つの検討課題なのではないかという気がするのです。今の場合は、放課後児童クラブについて言えば、異年齢、異学年間の交流が重要だと考えられているわけだから、そうすると、通常の教室とは条件が違うというのも事実だろう。やや出発点の違いが反映しているのかなという気がします。

どうもありがとうございました。

どなたか。では、八代先生、どうぞ。

○八代委員 これは厚労省にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、文科省の放課後子供教室と厚労省の放課後児童クラブの対比表が両方の資料に載っており、文科省資料の8ページのほうがずっと詳しいわけですが、厚労省のほうは共働きしかだめで文科省はどなたでも結構ですという。これは目的が違うのかもかもしれませんが、協働でやっておら

れる一体型のところもあるわけで、なぜ共働きに限定しなければいけないのかというのを厚労省にお聞きしたい。また、両方の利用者の自己負担率とか額というのは、データが全くないのですけれども、それについて教えていただけないか。2点です。

○安念座長 お願いします。

○田村課長 まず、この制度の趣旨でございますが、厚生労働省でございますから、これは福祉的な形という発想から来ておる事業でございます。簡単に言えば、保育所をイメージしていただければ一緒だと思うのですが、就学後に家に帰っても御両親がいない、誰も面倒を見てくれる人がいないという意味で、子どもの放課後の安全というか、生活、親がわりという面も踏まえて一定時間をお預かりしているという福祉的な面が放課後児童クラブでございます。

○八代委員 その点について、福祉的観点というのですが、共働きで非常にリッチな家もたくさんあるわけです。もともと福祉と言うのだったら、低所得層の方を対象にというのが本来の児童福祉の考え方だと思うのですが、単に共働きだったら子どものケアが必要で、専業主婦ならどんなに貧しくても自分で見ろというのも変な福祉の考え方ではないかと思うのですが。

○安念座長 どうぞ。

○田村課長 経済的なあれは別として、放課後、お子さんが学校から自宅に帰って、誰もいない中で、ましてや低年齢のお子さんが1人でというところを。誰かいるのであれば、その心配は要らないでしょうから、少なくとも親御さんとして、子どもを1人で留守番させておくのが不安だ、かわいそうだという趣旨でございます。

○八代委員 はい。

自己負担のほうをお願いします。

○安念座長 どうぞ。

○田村課長 自己負担関係で、これは自治体のほうでさまざまな取り組みが行われております。平均額で毎月4,000円から6,000円の間というのがデータ上では一番多いところでございます。

○八代委員 保育所の場合の自己負担額は利用者の所得でいろいろ決まるわけですが、そういうのは全くなしで、月4,000円から6,000円ということを指導されているわけですね。

○田村課長 うちのほうは、どの程度取れという形でなくて、国の補助金が出ているわけですが、公費として半分、残り半分は保護者から利用者負担をいただく。その中でクラブを運営していくという考え方。幾らいただくかというのは、それぞれ自治体の判断にお任せしてきているということになってございます。

○八代委員 ただ、保育所の比較をすると、月4,000円、6,000円というのは、ほとんど費用を負担しているとは言えないと思います。結局、それは自治体が全部持ち出しているということですね。国は2分の1を負担して、残りは利用者自治体という建前なわけですね。この厚労省の考え方だと。

○田村課長 そうですね。半分は国。公費の負担割合は、国が3分の1、県、市町村が3分の1、3分の1という形なのです。それが総額の半分という考え方でございます。

○八代委員 繰り返しになりますが、月4,000円、6,000円はとても半分とは思えないわけですから、それは誰かが超過負担している。

○田村課長 超過負担しているとすれば、自治体のほうで持ち出し、いわゆる3分の1のほかには上乗せの補助をしているという形になるかと思えます。

○八代委員 それは文科省も同じわけですか。

○西川室長 子供教室につきましては、自己負担という考え方はございませんで、基本的に無料でございます。保険料だけを徴収しているケースが多いと承知しております。

○八代委員 いわば義務教育の延長という考え方。

○西川室長 学校教育とは別のものという位置づけではありますけれども、地域のボランティアによる取り組みということで、そもそもお金がかかりません。施設的にも学校を使う場合、あるいは公民館でも無償で使っているということだと思えますので、何か工作をする場合の実費などはその都度徴収しているということだと思えます。

○八代委員 では、文科省は国費も一切負担しておられないわけですね。

○西川室長 はい。負担しておりますのが、先ほど少し冒頭で御紹介いたしました補助事業の中で、地域の有償でのボランティアという形をとっておりまして、謝金に対する3分の1の国の負担の補助、実施をしているのみでございます。

○八代委員 なぜそういうご質問をしたかということ、今、保育所と同じように放課後児童クラブとか放課後子供教室の需要が随分ふえて、ウェイティングリストもあるわけですね。それが余りにも自己負担が低いと、いわば過剰消費ということが起こるのではないだろうか。医療費などにおいても1割の自己負担とか3割の自己負担というのは、ある程度利用者が判断してもらうという建前で考えているわけで、保育所であれば、利用者の所得という基準があるのですが、これが全くないというのは、保育所と比べてややアンバランスな面もあるかなという印象なのですが、厚労省のほうではそういう議論は全くないということですね。

○田村課長 確かに保育所と同じような形態、考え方にはなっておりますけれども、保育所は公定価格という形で、子どもの年齢、かかる費用に応じて決まっておりますが、放課後児童クラブにつきましては、公定価格で決められているというわけではなくて、最初にこの事業の誕生したきっかけというのは、それぞれの地域の保護者の皆さんが互助的な形で始まったということで、それを国の事業として制度化して、補助を出してきたというこれまでの経緯的な違いもあるのかと思えます。

○八代委員 ありがとうございます。

○安念座長 ありがとうございます。

議長、どうぞ。

○大田議長 御説明ありがとうございます。

幾つか伺わせていただきます。まず、一体型について、1万カ所という目標を立てられているわけですが、今、半分にも達していないということで、実際やっておられる自治体の方や事業者の方に、何がネックになっているのか伺いました。いろいろあるのですが、大きいのは、手続が非常に煩雑だと。自治体は同じ指定管理業者に両事業を一体型として委託している場合が結構あるのですが、予算費目が異なるので、異なる申請書が必要だし、開設時の公募手続が非常に煩雑であると。それから助成金の申請書とか実施報告も異なるので、自治体の事務も非効率になっていると。「一体」という言葉を使っている以上、これは両省で何らか工夫はできないものなのではないでしょうか。

○安念座長 そこは私も大変伺いたいところで、一体化と言う以上は、ワンストップショッピングにしてもらわないととてもやりきれないというのは、当たり前の話なのです。そこを何とかできませんか。

○田村課長 今、すぐ思いつかないのですけれども、一体型ということではありますが、目的も、似たようなところはもちろんあるのですが、制度の趣旨自体違う。それから補助の形態も考え方も違う中で、両省で一本の補助要綱みたいな形で全部一緒にやればいいのではないかということだと思っております。

○安念座長 そうです。おっしゃるとおりです。わかっているではないですか。

○田村課長 今のそれぞれの補助事業の違いの中でこれを一本にできるかどうかというのが、検討しないと。

○安念座長 いろいろ御苦労があるのはよくわかるのだけれども、一体型というのは、そもそも両省がおっしゃったわけではないですか。総合プランと新プランで一体型を強力に進めますと。今回新規の施設について8割は一体型で行くぞというの、両省がおっしゃっているのですよ。だとすると、それをやりやすいように手続のところを整えていただくというのは当然の義務ではないかしら。ということも議長もおっしゃりたいのでしょうか。

○大田議長 はい。

○西川室長 失礼いたします。文部科学省でございます。

私どももこの総合プランのフォローアップということで、厚生労働省さんと一緒に実態調査をやらせていただく中で、一体型ができない場合は、どうしてですかということをお聞きしております。全国적으로お聞きしていますデータですと、全体の約4割ずつですが、圧倒的に多いのが人材の確保と場所の余裕教室ということでございます。

○安念座長 そうでしょうね。

○西川室長 3点目に挙がってきますのが、両事業の関係者の理解が進まないというところがございます、そこの中にもしかしますと今の手続のお話は入っているかもしれないのですが、ここから先は少し感覚的な部分もありますけれども、完全に手続も一体化してほしいというニーズというのは、恐らく東京都の23区、あるいは政令市、横浜市とか川崎市とか、そういうところを中心といたしますいわゆる両方のものをこの際一緒にやっていると当てはまることではないか。そういったものは、全国的に見ますと一

部でございまして、全国的に見ますと、両事業の違いというのはよく御理解をいただきながら、教育政策としての意味合いと、学校を地域に開くという意味合いと、それから今、田村課長のほうからお話がありました保育の延長という考え方というのは、基本的に目的が全く異なるものだと理解をしていますので、そこは「一体型」というワーディングがどうしても誤解を生じるところではあるのですが、あくまでも両事業それぞれの目的がある中で、一体的な運用をしていく。ただし、融合ではないということを繰り返し説明させていただいている中で、実際にそういった手続というお声をさほどこちらは直接お聞きしていないところがございます。

○安念座長 僕の耳が特別だったのかな。

どうぞ。

○大田議長 おっしゃることはわかるのですが、やはり供給側の発想であって、子どもたちは放課後の時間を一緒に過ごしたいわけです。制度のそれぞれの目的が違うというのは、使う側には関係のないことです。今でも学童保育の待機児童がいますが、今、保育所に入っている子どもたちは、数年後に対象になるわけですから、ふえてきます。せっかく一体型といういいコンセプトを出してくださっているので、使い手の立場に立って何らか工夫していただけないか。これは要望です。これ以外におやつが違うとか、会計処理が児童クラブのほうは非課税だから異なるとかいったことはちょっと難しい話にもなるのですが、手続面ぐらいは何とかならないかなと思いますので、これはお願いします。

次の質問は、文科省さんをお願いします。使う場所が学校施設ですので、学校との連携で自治体さんも苦労しておられるのですね。先進的にうまくいっているところは、教育委員会事務局が中心となってやっている。そうすると、学校とも校長先生とも連携をとりやすいし、例えば校長会に行ってお願ひすることもできるということでした。とすると、文科省から教育委員会や校長先生に対して、学校施設をより積極的に開放してほしい。もう既に周知しておられると思いますが、もっと徹底してやっていただけないでしょうか。

○安念座長 文科省さん、いかがですか。

○小林課長補佐 御指摘ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思いますので、これまでも通知などで周知はしているのですけれども、今後とも会議などがございましたら、より一層の周知を図っていきたいと考えます。

○大田議長 よろしくをお願いします。

○安念座長 どうぞ。

○西川室長 少しだけ補足させていただけるとしますと、資料1で御説明を申し上げましたが、現在コミュニティ・スクールというのを進めております。これは、大学とか企業もそうですが、外の声を取り入れる仕組みが学校に欠けているというもとの発想の中から、学校運営協議会、しかもその合議体と位置づけておりまして、意見を言いつ放しではなくて、言ったことをしっかりと決めてやっていくものということで、法律上位置づけをさせていただきました。

導入状況は、全国に3万校あります小中学校の中の5,000校に満たないぐらいでございます。まして、児童クラブが学校の中で行われている、あるいは行おうとする場合でしたら、地域住民などの関係者の中に入ってきますので、そこでそもそも放課後のあり方はどうあるべきか。学校施設の活用ということにとどまらずに、両事業の連携とか一体化も含めて、しっかりと話し合いをしていくということの中で解決されていく問題が、結局のところ学校や校長先生の手間になるのではないかと、責任を誰がとるのか、そういった御反応が多いという声はお聞きしておりますので、そういうことは、お互いが信頼関係を醸成しながら、きちんと本音を言い合って、どこまでできる、できないということをやっていくということ。最後人間関係となりますと、そういうところに尽きるのかなという感触を持ちながら、今、コミュニティ・スクール化を進めさせていただいているところでございます。

○大田議長 よろしく申し上げます。

厚労省に伺いたいのですが、施設とあわせて人材がないというところにも難しさがあります。資料の施設運営基準で、職員（放課後児童支援員）は「従うべき基準」であると。この趣旨は非常によくわかるのですが、自治体の話を伺いますと、ここが厳格に運用されると、にっちもさっちもいなくなる状況があると。例えば施設を新設した場合、急にこの要件を満たせない場合もあるので、児童支援員の運用は、自治体の状況を聞きながら、もう少し柔軟にできないかという要望があるのですが、いかがでしょうか。

○田村課長 今、この問題につきまして、従うべき基準の職員の関係ですけれども、配置も資格のところもそうなのですが、地方分権改革の委員会のほうでも今、地方からの提案が上がってきているところでございまして、弾力化なりその辺について議論しているところでございます。なので、そちらは、昨年の暮れに閣議決定がありまして、地方分権の場で議論させていただくという形になってございます。

○大田議長 よろしく申し上げます。

最後に、今回いろいろ議論をしていて、どこにどれだけ待機児童がいて、どこにどれだけ余裕教室があるのかといった「見える化」がおくれているという印象を持ちましたので、両省に一つずつ伺いたいです。まず、厚労省さんに、待機児童数の公表が政令市と中核市に限定されているのですが、市区町村名とそれぞれの市区町村の待機児童数を公表することはできないでしょうか。

文科省さんに、余裕教室については政令市と中核市の単位ですら今、公表されていないのですが、余裕教室を徹底的に活用するとなると、見える化が必要だと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

○安念座長 どうでしょう。

○田村課長 待機児童の関係でございます。もちろん、調査しているのでデータはありますが、調査する段階で中核市さんまでは一応御了解いただいて、公表するというところでやっていますので、それは公表できているのですが、その他以外の一般の市町村のほうについては、その辺の御了解もいただきながらやっていかなければいけないかなと思っていま

すので、そこは検討させていただければと思っています。

○大田議長 住民の立場に立ってぜひよろしくをお願いします。

○安念座長 よろしいですか。

○大田議長 余裕教室について。

○安念座長 余裕教室についてはいかがですか。

○小林課長補佐 余裕教室は、今、未活用のところが全国で1,000室ほどございますが、文科省のデータにおいては、市町村を通じてデータを収集しているのですが、どの学校に幾らぐらいの教室がという細かいことまでとっていないのですけれども、実態としては、各市町村において教育部局や所管の部署が連携しながら、よりきめ細かなところ、どの地域にどのぐらいの待機児童がいて、どのぐらいの余裕教室があるのかというのは、かなり詳細に把握していて、密に連携しているのではないかと思いますので、私どものほうで全国の余裕教室を公表してマッチングする必要性は感じておりません。

○大田議長 ただ、余裕教室が1,000教室あるということは、とっておられるわけですね。

○小林課長補佐 そうですね。未活用のところは。

○大田議長 ということは、未活用の教室がどこにあるかというデータで把握されているのではないですか。数をとるとき、どこにあるのかというのを調べるわけですよ。

○小林課長補佐 はい。市区町村別には把握しているのですけれども。

○大田議長 一体型を1万カ所以上達成するという目標を達成するには、まず実態把握を行って、どこでどういうサポートが必要なのかということ把握する必要があると思いますので、待機児童数と余裕教室の「見える化」をぜひお願いしたいと思います。

○安念座長 ありがとうございます。

学童保育の待機児童数が1万7000余人ある。一方、保育所のほうは、ことしの2月までで何とか2万を切ったという状況で、そうすると、学童のほうの待機児童数も保育所の待機児童数と遜色ない、という言い方は変なのだけれども、大体迫ってきたなという状況ですね。どうやらニーズは伸びそうだという現状で、そもそも一体型1万という目標を掲げて、残念ながら今のところ半分ぐらい。これから新プランで、たしか18年度末から21年度まで25万だったかな。それから23年度末までさらに5万。現在登録しているお子さんが大体120万ぐらいだったと思うから、そうすると、現有のボリュームの大体4分の1ぐらいをこの先5年かそれぐらいの間に受け皿をつくるということですね。それはできるものですか。

つまり、待機児童の多いところは余裕教室も少ないから、ハコから面倒を見なければいけないという事態は十分考えられると思うのだけれども、しかし、新設だけでとてもそんな受け皿は整備できないだろうから、既設のものを膨らませるということも当然考えなければいけないのでしょうか。こういう言い方をしたら失礼かもしれないけれども、これは本当にフィージブルな数字ですか。

○田村課長 現行のプランも結果的に4年で30万人を達成する見込みです。



○安念座長 今のところはね。よくやりました。

○田村課長 今後もそういったニーズ的なものとしては、マクロ的に計算してはいますけれども、ただ、これくらいは必要になってくるであろうという中でこの数字は出してください。今、御指摘あったように、それはいろいろやり方があると思います。確かに学校施設で余裕教室があるかどうかという問題もありますが、とにかくあるところは、そこでそういう形をつくらせていただく。ないところは、そこ以外という形も出てくると思います。ただ、あくまでも一体型なり8割方の新設のところは学校でという形で基本的には進めさせていただいて、そういったスペースがないところはその他の施設等々で、30万はどうしてもクリアしたいと考えているところです。

今、具体的にそれができるかと言われても、それを目指してやっていくしかありません。

○安念座長 頑張りましたね。

もう一つ、職員なのですけれども、御省の資料の5ページ、常勤職員が3割近くになっているというのは、とても励まされる数字だなと思ったのですが、支援員の待遇、社会的地位を向上させませんと人も集まらないし、何しろ今だと子守の延長ぐらいという、とんでもない誤解をしている人も多いのではないかと考えているのです。

ちゃんとした処遇をして一人前に食えるだけのサラリーをあげないと、いい人も採れないと思うのですが、そうすると、当然のことだけど、これは金目の話ということになるのですが、これについては財政上の支出をふやせるような環境ですか。

○田村課長 正直申し上げまして、財政上かなり厳しいです。いわゆる処遇の改善という形で、それでも低い中で、平成29年度の予算の際には経営実態調査等々を踏まえて見直しをかけまして、一応かなりの大幅なアップはさせていただきました。

○安念座長 これもよくやった。よくやったというのは、大変生意気なのだけれども、よくなかった。

○田村課長 その他も、今、キャリアアップのための研修と一緒に、あと5年、10年で上げていくという処遇改善の事業も平成29年度からやらせていただいています。まずはそこを徹底させていただかないといけないと思っています。まずはそこから。

○安念座長 ありがとうございます。

森下先生。

○森下座長代理 意気込みは非常によくわかりましたし、頑張ってもらいたいと思うのですが、先ほど座長が言われた様式の統一というのは、非常に簡単な話なので、そこすらできないというのは非常に違和感を覚えるのです。行政手続部会が動いていまして、その中では政府全体で様式を統一しようと言っている中で、一体化でやると言っていて、たてつけが違ってもそれは全然別なのだ、言葉は一体化だけれども、中身は一体化でないという話をされると、非常に違和感があるなど。

両者で同じ書類をつくれればいいだけの話だと思うので、正直そんなに難しい話ですか。そこまでやる気があると言われるのであれば、そこからやってもらうのが一番簡単だと思います。

うのですけれども、いかがですか。

○田村課長 もちろん、様式を比べて、どんな状況になっているかというところからまずやらなければいけない問題かと思っています。恐らく様式だけでなく、補助の考え方、補助の出し方もちょっと違ったりしていますので、その辺が逆に難しさというか、混乱させるようなこともあるかと。例えば申請してくる際に、厚労省と文科省に出さなければいけなくなると。そこはシミュレーションしてみないとわからないのですけれども、それはそれでまた問題が起きるのかな。やりたくないとか、そういう意味で言っているわけではないのですけれども、いろんな問題があるかなと思っています。

○森下座長代理 普通に考えたら、表紙は同じでいいとか、あるいは文科省か厚労省か、どちらかに同時に出すにしても、両方の種類が2つくっついていて、共通のところを排除すれば済むわけではないですか。まさに行政手続部会はそういうことを言っているわけで、それをやらないのだったら、行政手続部会のほうでそこをまさに議論してもらったほうがいいぐらいの話だと思うのです。これはそんなに難しい話をしていると全く思わないです。ほかの話のほうがよっぽど難しいと思うのですけれども。

○安念座長 どうぞ。

○西川室長 御指摘いただきましたとおり、様式の統一とか提出先の工夫とか、そういったことがもし本当にネックなのであれば、すぐにできることだと思っています。

これは丁寧にニーズを聞いて対応していきたいというお答えになりますけれども、ただ、自治体の中でも我々と同様にということなるのですが、首長部局の福祉部局が児童クラブの担当で、教育委員会のほう、社会教育担当が多いですけれども、子供教室の担当と。ルートがそもそも違う。なので、自治体の中の予算の袋も違うということに起因している部分もあるかと思しますので、そうなりますと、そこを自治体が工夫するという部分も出てきますので、そのあたりがどのあたりなのかというのを丁寧に聞いて、対応できることを速やかにやってまいりたいと思っています。

○森下座長代理 やれることは全部やってもらっていいと思うのです。ヒアリングで聞いていて、板橋区と練馬区かな、うまくやっているところはそこを工夫して、区役所の中で一体化しているわけでしょう。逆に言うと、政府でできないのだったら、お二人が一緒になればいい話で、隗より始めよという言葉があるように、まず気持ちを見せてもらわないと、やります、やりますという政府の言葉が白々しいというか、響いてこないと思うのです。

やりますということを言われているのだけれども、そしたら、そのままやりますでいいと思うのですが、なぜそんなに調べてみなければいけないという話になるのか、そこがわからないのです。確かにこれはそんなに大したものではないかもしれないけれども、でも、一つ一つ片づけていかないと、この問題は多分解決しない話ですね。だから、できることはすぐ解決したらいいのではないですか。もっと難しい話があるのは十分理解していますので、これは一番簡単な話を言っているような話だと思いますけどね。

○安念座長 西川さんおっしゃるように、率直に言って最大の問題は自治体にあると思っ

ています。部局そのものの再編をするかどうかはともかく、ファンクションとしては一体にするような取り組みが当然あっていいと思うのだけれども、実際にはそれを大部分がやっていないわけですよ。それはやりたくないからやっていないのです。僕はそれだけのことだと思います。だけど、それを言っても永久に変わらない話であって、国にできることがあるとすれば、国は本気だということを見せるということなのだろうと思うのです。

だから、書式の統一などというのは、もちろんとば口にしかすぎない話だけど、その一つの工夫ではあるのだろうなという趣旨で申し上げているわけです。御検討ください。

池本先生、どうぞ。

○池本専門委員 今の話は、まさに乳幼児期の認定こども園がどうにもできなかつたので、それで内閣府の所管に一元化したという経緯と合っていたので、きょうの短期的な話ではないのですが、これだけ小学生の中で利用する人数がふえてきますと、そういう国、北欧などですと、学童クラブ、もともとは福祉所管でやっていたものを学校の所管に移して、学校長の責任で全部そこも見ていくというふうに変えている国もある中で、また、日本の文科省の地域学校協働というのは、全ての子どもの成長にかかわることを地域と学校で連携してやっていこうという動きの中にあるのであれば、そこに放課後児童クラブのことも入れ込んでいくという可能性があるのではないかなと思っていますところですよ。

ちょっとお伺いしたいのは、地域学校協働活動の資料を拝見して、先ほども文科省さんの御説明の中でいろいろな対象の活動があったのですけれども、その中に放課後子供教室というのは入っているのですが、学校協働活動にそういう預かりの放課後児童クラブとか、例えば子ども食堂とか、どちらかというとならば福祉的なものというのメニューに挙がってきていないのですけれども、もしそれがここに入り得る余地があるのであれば、ここにメニューとして挙げていただいて、地域学校協働本部でその部分についても例えば地域の人たちで学童クラブをつくるという動きにつなげられるのではないかなと思うのですが、そういう活動はここに入ってこないのかということをお伺いしたいのです。

地域学校協働活動で先進的な鳥取県の教育委員会が出している学校支援のボランティアのハンドブックなども拝見させていただいたのですが、地域が何をできるかというメニューがざっと書かれているのですが、そこにも放課後児童クラブのような、親が家にいない子どもを預かるということはメニューとして全く見えてなくて、もし地域学校協働活動のハンドブックを文科省さんが発出されて、その中にこういう放課後児童クラブのメニューというものも盛り込むことができないだろうか。

地域学校協働活動ということで、学校自体が変わっていくとなれば、施設整備の指針などもそれに合わせて変わっていったら、その場合は、先日事務局のほうで施設整備の中にはそういう放課後児童クラブというものが入っていないというお話も聞きましたので、そこも施設整備とか、あるいは学校の地域協働活動の中にこういった福祉的なメニューを入れ込む余地がないのかなということをお伺いします。イギリスが同じようなことをやっているのですけれども、そこはそういう福祉的なものも全部包み込むような形で展開されてい

たので、お伺いします。

○安念座長 いかがですか。

○西川室長 御質問ありがとうございます。

結論から申し上げますと、入り得るものでございまして、例えば資料1の3ページに挙げた例の中でいきますと、子供教室の右側にあります地域未来塾は、小学校は子供教室ないし児童クラブがあるのでということなのですが、その対象ではない中学校・高校生をメインに、大学生とか元教員を含む勉強を教えられる地域のボランティアによる学習支援をメニューとして持っておりまして、こういうことをやっています。

一方で、福祉施策として、ひとり親とか低所得世帯向けの補助事業を厚労省さんが実施されておりますので、それ以外にもう少し間口を広く、これも全ての子どもに開かれた多様な学習支援の場ということで、ざっくりと言いますと、いろんな国のメニューがある中で、そこにひっかからないようなものを地域の力をかりていろいろやってみようよという緩やかなものがこちらですので、そういう意味で何でもありなのですが、その分基準等がないですので、どこまでかちっとできるかというところがあります。お金の面では、学習支援で言いますと、厚労省さんのメニューを使ったほうがたくさん補助を受けられる。こちらだと受けられない。けれども、やり得るものであり、効率的に、かつこれから企業をリタイアされた方とか、いろんな地域の教育資源をもっと発掘していくことができるのではないかという可能性を考えますと、我々としては非常に可能性の高い取組であろうと考えているところでございます。

児童クラブということにつきましては、児童クラブがあるものですから、ここにはあえて書いていないということでございます。

○安念座長 どうぞ。

○池本専門委員 学童クラブというかなりフルセットのものを想定されて、それを整備していこうという動きなのですが、富山県などですと、そこまでの人数でなくて、地域の人たちが放課後見守りをやる、それで十分足りるというケースもあって、そこに県独自の補助を出されているという動きもある中で、もう少し地域で。あるいは夜間の預かりがふえてきているので、最近、全てのクラブを延長していくということになって、それでますます支援員が確保できないという状況になっていきますけれども、学校で責任を持って夜間に必要な子が何人いるかと把握して、地域学校協働の本部のほうで、こういった子どもがいるけれども、どこかで受け入れられないだろうかということを地域の方に声かけしたら、お友達のお母さんとか地域の高齢者の方とか、夕飯をうちで食べられるという方なども出てくるのではないかと思っていて、そういうもう少し柔軟な形で放課後児童クラブのニーズも吸収できないのだろうかということです。

特に4、5、6年生のことなどですと、広島県ではメンター制度みたいな形で、週に1回とか定期的に地域の大人と面会する、会うということでも十分放課後児童クラブの代替的なことも可能だと思いますし、全部放課後児童クラブという枠におさめなくても。保護

者として、あるいは子どもにとっても、毎日そこに行くよりも、もっと違う場所、地域でいたいというニーズに応えられるのかなと思いました。

○安念座長 何かお考えがあれば。

○西川室長 御指摘ありがとうございます。

子供教室とか地域と学校の協働を進める立場では、まさに池本先生おっしゃるとおりだと思っておりまして、公助と共助という考え方の違いではないかと思っております。我々はもちろん公なわけですが、共助の力をこういった子どもの育ちに使っていくという観点からは、文科省全体としてどうしても学校を中心的に考えがちでしたけれども、これからはもう少しそういうことも考えていこうということで今やっている中ですので、今いただいた御意見も参考にさせていただきながら、今後コミュニティ・スクールの取組を進めさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○安念座長 ありがとうございます。

在来の仕切りで言えば、学校教育法の体系の世界と、社会教育法の体系の世界のはざまにあるようなところは結構リッチなというか、可能性の大きい領域ではないかといろんな機会に思うところですが、一方、日本の実務、プラクティスとしては何とか事業とか、何とか施設とかとして位置づけないと、なかなか予算の獲得も難しいといったこともあるでしょう。そうすると、どうしても柔軟というよりは、それなりにかっちりとした定義をしてかからないといけない。こういうことがありはせぬかなという気はします。どうしても役所仕事では、財務省へ持っていくとき、ふわーんとしたまま持っていくということではできませんわな。

だから、池本先生がおっしゃるのは、僕もとてもアピーリング、魅力的だなと思うのだけれども、それと実際のプラクティスとの協調というか、共生を図らなければならぬ。これは来年以降の課題といたしましょう。

皆さん、よろしゅうございますか。

では、両省の皆さん方、きょうはお忙しい中、本当にありがとうございました。今後とも議論を深めていきたいと思えますので、よろしく御協力くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。